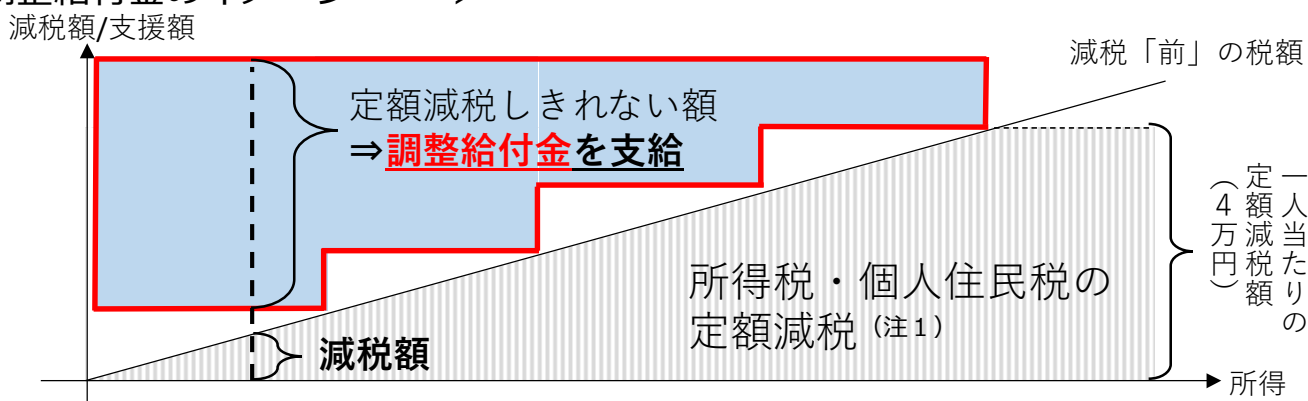


「定額減税しきれないと見込まれる方」への給付金（「調整給付金」）について

「調整給付金」とは？

- デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援の一環として、納税者及び同一生計配偶者又は扶養親族1人につき、4万円（令和6年分の所得税から3万円・令和6年度分の個人住民税所得割から1万円）の「定額減税」が行われています（注1）。
- その際、**定額減税しきれないと見込まれる方に対しては、当該定額減税しきれない額を1万円単位に切り上げて算定した「調整給付金」が支給**されます（注2）。

<調整給付金のイメージ（注3）>



（注1）定額減税についての詳細は、国税庁HPや総務省HPをご覧ください。

（注2）令和5年の課税状況に基づき、給付額を算定のうえ、令和6年度個人住民税課税団体より支給されます。令和6年分の所得税が令和5年分の所得税よりも減少した場合等には、令和6年分の所得税の確定後に、給付金を追加で支給する場合があります。

（注3）所得税及び個人住民税所得割それぞれで定額減税しきれない額を算出し、両者を合算の上、1万円単位に切り上げた額が支給額となります。

支給対象者・支給金額について

※支給金額は、個別の課税状況により異なるものであり、下記はあくまで一例です。

- 所得税と個人住民税所得割の少なくとも一方を納められており、定額減税しきれない額が生じることが見込まれる方が支給対象者です。
- 支給金額の具体例は、以下のとおりです。

<例1> 一人暮らしで、所得税1万円・住民税所得割2万円（減税前）の納税者の場合
⇒ 所得税から1万円の減税、住民税所得割から1万円の減税が行われます。
● **定額減税しきれない所得税分の2万円が、調整給付金として支払われます。**

<例2> 4人家族で、内1人が所得税3万円・住民税所得割2万円（減税前）の納税者の場合（注4）
⇒ 所得税から3万円の減税、住民税所得割から2万円の減税が行われます。
● **定額減税しきれない所得税分の9万円と住民税分2万円の計11万円が、調整給付金として支払われます。**

（注4）所得税及び個人住民税において、扶養親族等として申告されている方が、定額減税及び調整給付金の算出基礎となります。詳しくは国税庁HPや総務省HPをご覧ください。

給付金の支給手続き

対象となる納税義務者に更別村から次の書類を送付します。

公金受取口座（本人名義）を登録している方

(1) 調整給付金支給予定通知書を送付

- 支給予定(支給金額や支給口座、支給金額の計算内容)をお知らせします。内容を確認して、次の場合は保健福祉課へ連絡ください。

☆連絡のない場合は、通知内容のとおり支給します。

【確認事項】

- ① 記載された支給口座を解約している場合
- ② 給付金の受取を拒否する場合
- ③ 各数値について重大な相違を認める場合



公金受取口座を未登録の方

(2) 調整給付金支給確認書を送付

- 給付金を受け取るには、**確認書の提出が必要**です。
- 確認書の記載内容をご確認のうえ、必要事項を記入し、本人確認書類等と一緒にご返信ください。

提出期限
10月31日
(木)

審査の上、順次、給付金を口座振込いたします。

※申請受付後、1か月以内を目安に支払（月末または翌月15日頃）

その他

- 定額減税の基準に基づき、扶養親族等の対象は合計所得が48万円以下の方に限られます。基準を超える方は調整給付金の計算人数に含まれません。
- 納税義務者の扶養として申告していない方（16歳未満の子ども、納税義務者以外の世帯員の扶養、令和6年1月2日以降転入者等）は、通知金額の計算に含まれません。給付対象に見込まれる場合は、保健福祉課へお問い合わせください。



「定額減税しきれないと見込まれる方」への給付金（「調整給付金」）の**「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」**にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

また、都道府県・市区町村や国の機関を名乗るお心当たりのないメールが送られてきた場合、メールに記載されたURLにアクセスしたり、個人情報を入力したりせず、速やかに削除していただきますようお願いいたします。

お問い合わせ先

更別村役場 保健福祉課 福祉係



0155-53-3000 (受付時間 平日8:30~17:15)